

ヒグマ出没時の対応方針（道案）

1 趣旨

この方針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第 7 条の 2 に基づき第二種特定鳥獣管理計画として策定した「北海道ヒグマ管理計画（平成 29 年 3 月策定）」の目的（人身事故防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減並びに地域個体群の存続）を達成するための方針を適切に進めるため、必要な事項を定める。

2 被害・出没状況の把握

- (1) 市町村は、ヒグマによる農林水産業被害状況及び出没状況の把握に努め、「野生鳥獣被害調査取扱要領」別記 3 「ヒグマによる被害及び出没状況について」に基づき、農林水産業被害状況（第 2 号様式）及び出没状況（第 3 号様式）により整理し、年度分を取りまとめ総合振興局又は振興局（以下「振興局」という。）の求めに応じ報告すること。
- (2) 振興局は、ヒグマによる農林水産業被害状況及び出没状況について市町村に報告を求め、管内分を取りまとめのうえ毎年 6 月 15 日までに前年度分を環境生活部に提出すること。
- (3) 環境生活部は、振興局から提出のあった農林水産業被害状況について、全道分を取りまとめ公表すること。

また、出没状況については、問題個体数の動向把握資料として活用すること。

3 体制の整備

(1) 出動体制

市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 9 条の鳥獣被害対策実施隊を設置するなど、ヒグマの出没に際して迅速に対応できる体制の整備に努め、毎年ヒグマの出没が想定される期間における鳥獣保護管理法第 9 条の捕獲許可を受けておくこと。

(2) 連絡・協議体制

振興局は、(1)の捕獲許可申請を受理したときは、速やかにこれを許可するとともに、市街地にヒグマが出没した場合など鳥獣保護管理法第 9 条の許可捕獲では対応できない場合を想定し、市町村、警察及び振興局の三者による連絡調整の場を設置し、休日等における連絡体制を整備するとともに、次の事項などについて、あらかじめ協議しておくこと。

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 7 条第 1 項第 7 号の場所又は区域（鳥獣保護区、公道、社寺境内、墓地等）における許可の必要性について

イ 市街地や夜間に出没した場合など鳥獣保護管理法第 9 条の捕獲許可では対応できない場合における「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第 4 条第 1 項の適用について」（平成 24 年 4 月 12 日警察庁丁保発第 43 号・警察庁丁総発第 209 号）の運用について

4 出没時の対応

(1) 出没時の対応

市町村は、住民等から寄せられたヒグマの出没情報について、別紙1「出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針」に基づき、出没した場所や状況など有害性の段階に応じ、鳥獣被害対策実施隊の捕獲従事者に対しての出動要請、広報などによる住民への注意喚起、出没場所周辺での標識の設置など必要な対策を講ずること。

(2) 子グマ発見時の対応

市町村は、住民等から子グマの目撃情報が寄せられたときは、別紙2「子グマを発見した場合の対応方針」に基づき、住民などが近づかないよう措置を講じて静観することを原則として対応すること。

5 緊急時の対応

市町村は、人身被害に重大な影響を及ぼすおそれのある出没については、出没した場所や時間などが3の(2)イに該当すると思われる場合などにおいては、別紙3「ヒグマ出没による緊急時の対応検討事項」に基づき検討し、必要に応じて振興局及び警察と協議を行うこと。

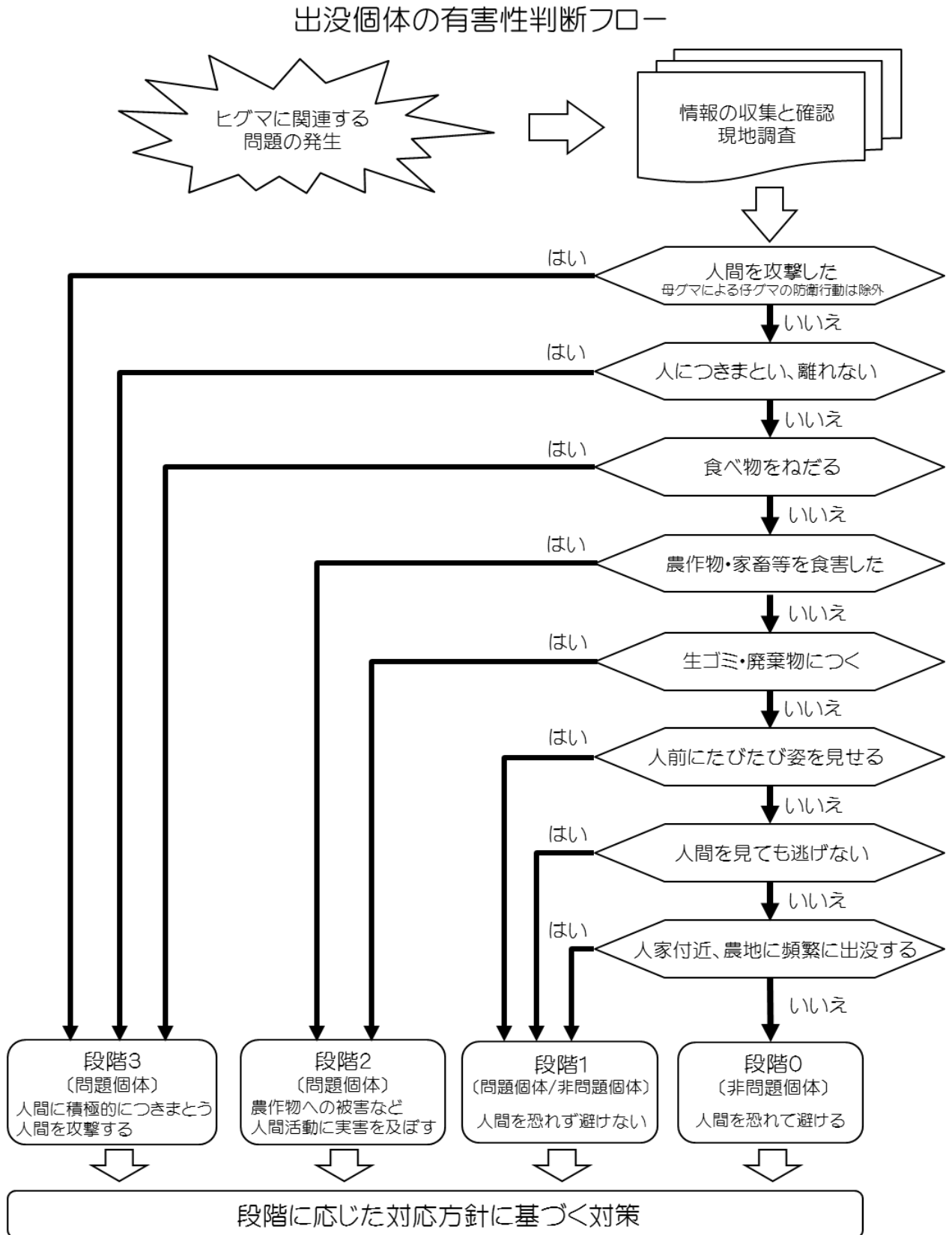
6 その他

国指定鳥獣保護区内における取扱いについては、環境省北海道地方環境事務所又は釧路自然環境事務所と協議すること。

附則

- 1 この取扱方針は、平成30年 月 日から施行する。
- 2 次の通知は廃止する。
 - (1) ヒグマ出没時における対応及びその体制整備の促進について
(平成20年4月17日付け自然第123号)
 - (2) ヒグマ出没判断フローについて
(平成21年4月3日付け自然第10号)
 - (3) 子グマを発見した場合の有害鳥獣捕獲に係る対応方針について
(平成17年5月31日付け自然第398号)

出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針



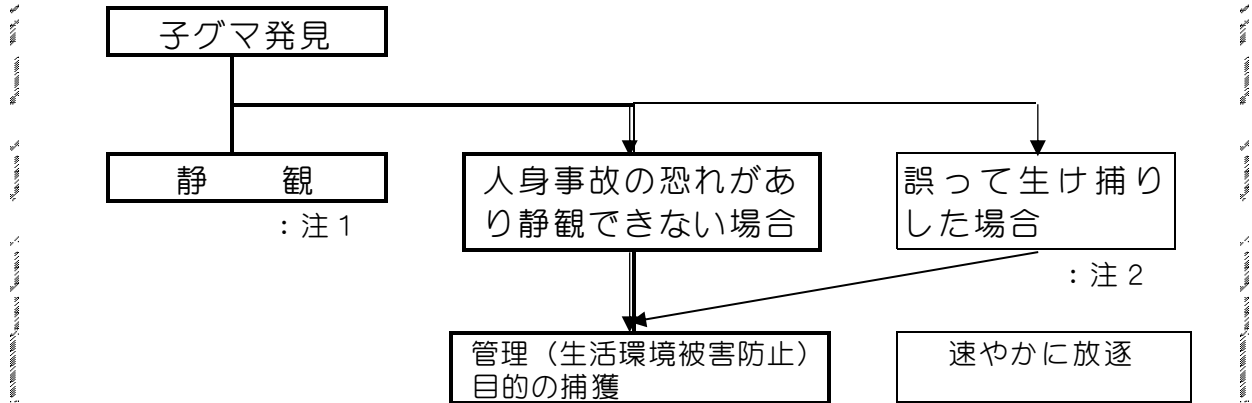
〔判断した有害性の段階に応じた対応方針〕

有害性段階	対応方針		
	市街地	農耕地	森林地帯
共通	○対応 ①出沒個体及び出沒状況の情報収集（必要に応じて現地調査） ②出沒情報及び被害防止のための注意事項等の住民周知		
段階0 （非問題個体）	■行動形態：人間を恐れて逃げる		
	○対応 ①経過観察 ②必要に応じ、関係機関への情報提供、誘引物の除去等		
	出沒が継続する場合は「判断フロー」に戻る		
段階1 （問題個体/ 非問題個体）	■行動形態：①人家付近、農地に頻繁に出沒する ②人間を見ても逃げない ③人前にたびたび姿を見せる		
	○対応 ①経過観察 ②必要に応じ、追い払いの実施 ③出沒が継続し、地域住民の生活に支障のある場合は捕獲 ④農業被害防止措置（電気柵の設置等）を講じても被害が継続する場合は捕獲	○対応	○対応 ①経過観察 ②必要に応じ、追い払いを実施しても、たびたび人前に姿を見せる場合は捕獲
	問題が解決しない場合は「判断フロー」に戻る		
段階2 （問題個体）	■行動形態：①生ゴミ・廃棄物につく ②農作物・家畜等を食害した		
	○対応 ①誘引物の除去 ②農業被害防止措置（農地周辺への電気柵の設置等） ③問題個体の排除	○対応	○対応 ①誘引物の除去 ②入林禁止措置 ③問題個体の排除
	問題が解決しない場合は「判断フロー」に戻る		
段階3 （問題個体）	■行動形態：①食べ物をねだる ②人につきまとい、離れない ③人間を攻撃した。（母グマによる仔グマの防衛行動、森林地帯における威嚇行動は除外）		
	○対応 ①入林（立ち入り）禁止措置 ②問題個体の確実な排除 ③必要に応じて、対策本部の設置		

子グマを発見した場合の対応方針

子グマを発見した場合には、近くに母グマがいると考えられることから、安易な生け捕りを避け、住民などが近づかないよう措置を講じて静観することを原則とする。なお、誤って生け捕りした場合は、可能な限り速やかに放逐することとし、放逐が困難な場合は、周辺住民への生活環境被害防止を優先し、管理目的の捕獲を行う。

－子グマを発見した場合の対応フロー図－



注 1：静観する場合

人身事故の防止のため、子グマが立ち去るまで、地元の警察や市町村等が連携し、住民などが付近へ近寄らない措置を講じる必要がある。

注 2：誤って生け捕りしてしまった場合の対応

(1) 放逐できる場合の判断基準など

- ①子グマを捕獲した近傍（200～300m程度）に放逐できる場所があること。
- ②放逐すると判断した場合は、捕獲後速やかに放逐する。（捕獲したヒグマを捕獲現場から移動させず、現地で速やかに判断し実行する）

(2) 上記①及び②が困難な場合は、管理（生活環境被害防止）目的の捕獲。

－子グマを生け捕りすることを避ける理由－

- ①母グマが近くにいるので危険である。
- ②短期間でも人から餌をもらうなど、人に慣れた子グマは、放逐しても人に近づく可能性があり、放逐できない。

－捕獲した場所の近くに速やかに放逐する理由－

- ①生後1年未満の子グマは母グマなしでは生存できない。
- ②子グマが母グマと再会する可能性は、放逐場所と捕獲場所の距離が離れるほど、また捕獲後時間が経過するほど低くなり、結果として子グマの生存が困難となり、放逐する意味がなくなる。

－保護収容を行わない理由－

- ①子グマを飼養するには、動物愛護管理法に基づき、必要な施設を整備し知事の許可を得ることが必要であり、かつ動物愛護の観点から、その命を終えるまで適切に飼養することが求められることから、安易な保護目的の捕獲は行わない。

別紙 3

ヒグマの出没による緊急時の対応検討事項

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条の許可捕獲適用の可否

出没場所・状況	検討項目	可否
出没場所	○法第9条の捕獲許可の有無	
	○許可区域内に含まれているか。	
	○施行規則第7条第1項第7号の場所等での捕獲が可能か。	
	・鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止（制限）区域、猟区	
	・公道	
	・自然公園特別保護地区、都市公園の囲いで囲まれた区域等	
発射可能場所	○法第38条第2項の住居集合地域等ではないこと。	
	○法第38条第3項の建物等に弾丸が到達するものがないこと。	
出没時刻	○法第38条第1項の日出前及び日没後でないこと。	
鳥獣保護管理法適用の可否		

○警察官職務執行法適用検討

○他の法令での適用は出来ないのか。	
○緊急性はあるのか。捕獲する必要性はあるのか。	
○安全性は、確保できるのか。	
○その他	

緊急対応時の協力体制

